

社援発 0331 第 21 号
令和 8 年 3 月 31 日

都道府県知事
各 市長 殿
特別区長
福祉事務所を設置する町村の長

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

「生活保護法による保護の実施要領について」の一部改正について（通知）

今般、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 38 年 4 月 1 日社発第 246 号厚生省社会局長通知）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、令和 8 年 4 月 1 日から適用することとしたので、御了知の上、保護の実施に遺漏のないよう配意されたい。

○「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日 社発第246号 厚生省社会局長通知）

改正後	現行
<p style="text-align: right;">社発第246号 昭和38年4月1日</p> <p>都道府県知事 各 殿 指定都市長</p> <p style="text-align: right;">厚生省社会局長</p> <p style="text-align: center;">生活保護法による保護の実施要領について</p> <p>標記については、保護基準の第19次改正に伴い、昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通達の一部が改正され、本日別途通知されたところであるが、これに伴い昭和36年4月1日社発第188号本職通達についてもこれを全面改正して、新たに次のとおり定めることとしたから、了知のうえ、その取扱いに遺漏のないよう配慮されたい。</p> <p>なお、本通達中「保護の基準」とは、生活保護法による保護の基準（昭和38年4月厚生省告示第158号）をいい、また「次官通達」とは、昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通達をいう。</p> <p>おって今回の全面改正の要旨は、別添のとおりである。</p> <p>また、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準であることを申し添える。</p> <p>第1～6 （略）</p> <p>第7 最低生活費の認定</p> <p>最低生活費の認定は、当該世帯が最低限度の生活を維持するために必要な需要を基とした費用を、必ず実地につき調査し、正確に行わなければならないこと。</p> <p>1 （略）</p> <p>2 一般生活費</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 加算</p> <p>ア～ウ （略）</p> <p>エ 障害者加算</p> <p>（ア） 障害の程度の判定は、原則として身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当受給証明書又は福祉手当認定通知書により行うこと。</p>	<p style="text-align: right;">社発第246号 昭和38年4月1日</p> <p>都道府県知事 各 殿 指定都市長</p> <p style="text-align: right;">厚生省社会局長</p> <p style="text-align: center;">生活保護法による保護の実施要領について</p> <p>標記については、保護基準の第19次改正に伴い、昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通達の一部が改正され、本日別途通知されたところであるが、これに伴い昭和36年4月1日社発第188号本職通達についてもこれを全面改正して、新たに次のとおり定めることとしたから、了知のうえ、その取扱いに遺漏のないよう配慮されたい。</p> <p>なお、本通達中「保護の基準」とは、生活保護法による保護の基準（昭和38年4月厚生省告示第158号）をいい、また「次官通達」とは、昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通達をいう。</p> <p>おって今回の全面改正の要旨は、別添のとおりである。</p> <p>また、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準であることを申し添える。</p> <p>第1～6 （略）</p> <p>第7 最低生活費の認定</p> <p>最低生活費の認定は、当該世帯が最低限度の生活を維持するために必要な需要を基とした費用を、必ず実地につき調査し、正確に行わなければならないこと。</p> <p>1 （略）</p> <p>2 一般生活費</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 加算</p> <p>ア～ウ （略）</p> <p>エ 障害者加算</p> <p>（ア） 障害の程度の判定は、原則として身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当受給証明書又は福祉手当認定通知書により行うこと。</p>

改正後

(イ) 身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当受給証明書又は福祉手当認定通知書を所持していない者については、障害の程度の判定は、保護の実施機関の指定する医師の診断書その他障害の程度が確認できる書類に基づき行うこと。

(ウ)・(エ) (略)

(オ) 介護人をつけるための費用が、保護の基準別表第1第2章の2の(5)によりがたい場合であって、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第1に定める程度の障害の状態にあり、日常起居動作に著しい障害のため真に他人による介護を要すると認められるときは、**113,740**円の範囲内において当該年度の特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

オ～コ (略)

(3)・(4) (略)

(5) 被服費

ア 被保護者が次のいずれかに該当する場合であって、次官通知第7に定めるところによって判断したうえ、必要と認めるときは、それぞれに定める額の範囲内において特別基準の設定があったものとして被服費を計上して差し支えないこと。

なお、(ア)から(ウ)までの場合においては、現物給付を原則とすること。

(ア) 次のいずれかに該当する場合において、現に使用する布団類が全くないか又は全く使用に堪えなくなり、代替のものがない場合

a・b (略)

c 犯罪等により被害を受け、又は同一世帯に属する者から暴力を受け、生命及び身体の安全の確保を図るために新たに借家等に転居する場合

区 分	金 額
再生によることができる場合	1組につき 15,300 円以内
新規に購入を必要とする場合	1組につき 22,500 円以内

(イ) 保護開始時及び長期入院・入所後退院・退所した場合において、現に着用する被服(平常着)が全くないか若しくは全く使用に堪えない状況にある者又は学童服について特別の需要があると実施機関が認めた者の場合

1人当たり **15,800**円以内

(ウ) 災害にあい、災害救助法第4条の救助が行われない場合において、当該地方公共団体等の救護をもってしては災害によって失った最低生活に直接必要な布団類、日常着用する被服をまかなうことができない場合

世帯人員別	金 額	
	夏季 (4月から9月まで)	冬季 (10月から3月まで)
2人まで	22,500 円以内	40,300 円以内

現行

(イ) 身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当受給証明書又は福祉手当認定通知書を所持していない者については、障害の程度の判定は、保護の実施機関の指定する医師の診断書その他障害の程度が確認できる書類に基づき行うこと。

(ウ)・(エ) (略)

(オ) 介護人をつけるための費用が、保護の基準別表第1第2章の2の(5)によりがたい場合であって、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第1に定める程度の障害の状態にあり、日常起居動作に著しい障害のため真に他人による介護を要すると認められるときは、**109,770**円の範囲内において当該年度の特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

オ～コ (略)

(3)・(4) (略)

(5) 被服費

ア 被保護者が次のいずれかに該当する場合であって、次官通知第7に定めるところによって判断したうえ、必要と認めるときは、それぞれに定める額の範囲内において特別基準の設定があったものとして被服費を計上して差し支えないこと。

なお、(ア)から(ウ)までの場合においては、現物給付を原則とすること。

(ア) 次のいずれかに該当する場合において、現に使用する布団類が全くないか又は全く使用に堪えなくなり、代替のものがない場合

a・b (略)

c 犯罪等により被害を受け、又は同一世帯に属する者から暴力を受け、生命及び身体の安全の確保を図るために新たに借家等に転居する場合

区 分	金 額
再生によることができる場合	1組につき 15,200 円以内
新規に購入を必要とする場合	1組につき 22,200 円以内

(イ) 保護開始時及び長期入院・入所後退院・退所した場合において、現に着用する被服(平常着)が全くないか若しくは全く使用に堪えない状況にある者又は学童服について特別の需要があると実施機関が認めた者の場合

1人当たり **15,300**円以内

(ウ) 災害にあい、災害救助法第4条の救助が行われない場合において、当該地方公共団体等の救護をもってしては災害によって失った最低生活に直接必要な布団類、日常着用する被服をまかなうことができない場合

世帯人員別	金 額	
	夏季 (4月から9月まで)	冬季 (10月から3月まで)
2人まで	21,900 円以内	39,300 円以内

改正後			現行		
4人まで	42,800円以内	68,200円以内	4人まで	41,700円以内	66,500円以内
5人	55,000円以内	86,800円以内	5人	53,600円以内	84,600円以内
6人以上1人を増すごとに加算する額	8,000円以内	11,900円以内	6人以上1人を増すごとに加算する額	7,800円以内	11,600円以内
(エ) 出産を控えて新生児のための寝具、産着、おむつ等を用意する必要がある場合 <u>58,400</u> 円以内			(エ) 出産を控えて新生児のための寝具、産着、おむつ等を用意する必要がある場合 <u>57,200</u> 円以内		
(オ) 入院を必要とする者が入院に際し、寝巻又はこれに相当する被服が全くないか又は使用に堪えない場合 <u>4,900</u> 円以内			(オ) 入院を必要とする者が入院に際し、寝巻又はこれに相当する被服が全くないか又は使用に堪えない場合 <u>4,800</u> 円以内		
(カ) 常時失禁状態にある患者（介護施設入所者を除く。）等が紙おむつ等を必要とする場合 月額 <u>26,400</u> 円以内			(カ) 常時失禁状態にある患者（介護施設入所者を除く。）等が紙おむつ等を必要とする場合 月額 <u>26,100</u> 円以内		
イ (略)			イ (略)		
(6) 家具什器費			(6) 家具什器費		
ア 炊事用具、食器等の家具什器			ア 炊事用具、食器等の家具什器		
被保護世帯が次の(ア)から(オ)までのいずれかの場合に該当し、次官通知第7に定めるところによって判断した結果、炊事用具、食器等の家具什器を必要とする状態にあると認められるときは、 <u>36,700</u> 円の範囲内において特別基準の設定があったものとして家具什器(イ及びウを除く。)を支給して差し支えないこと。			被保護世帯が次の(ア)から(オ)までのいずれかの場合に該当し、次官通知第7に定めるところによって判断した結果、炊事用具、食器等の家具什器を必要とする状態にあると認められるときは、 <u>35,800</u> 円の範囲内において特別基準の設定があったものとして家具什器(イ及びウを除く。)を支給して差し支えないこと。		
なお、真にやむを得ない事情により、この額により難いと認められるときは、 <u>58,400</u> 円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして家具什器(イ及びウを除く。)を支給して差し支えないこと。			なお、真にやむを得ない事情により、この額により難いと認められるときは、 <u>57,000</u> 円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして家具什器(イ及びウを除く。)を支給して差し支えないこと。		
(ア)～(オ) (略)			(ア)～(オ) (略)		
イ 暖房器具			イ 暖房器具		
被保護世帯がアの(ア)から(オ)までのいずれかに該当した場合であって、それ以降、初めて到来する冬季加算が認定される月において、最低生活に直接必要な暖房器具の持ち合わせがないときは、暖房器具の購入に要する費用について、 <u>31,000</u> 円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。			被保護世帯がアの(ア)から(オ)までのいずれかに該当した場合であって、それ以降、初めて到来する冬季加算が認定される月において、最低生活に直接必要な暖房器具の持ち合わせがないときは、暖房器具の購入に要する費用について、 <u>29,000</u> 円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。		
なお、被保護世帯が居住する地域の気候条件や住宅設備の状況等により、FF式又は煙突式等の暖房器具を購入する必要がある場合など、暖房器具の購入に要する費用が <u>31,000</u> 円をこえることが、真にやむを得ないと実施機関が認めるときは、暖房器具の購入に要する費用について、 <u>78,000</u> 円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。			なお、被保護世帯が居住する地域の気候条件や住宅設備の状況等により、FF式又は煙突式等の暖房器具を購入する必要がある場合など、暖房器具の購入に要する費用が <u>29,000</u> 円をこえることが、真にやむを得ないと実施機関が認めるときは、暖房器具の購入に要する費用について、 <u>73,000</u> 円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。		
ウ 冷房器具			ウ 冷房器具		
被保護世帯がアの(ア)から(オ)までのいずれかに該当し、当該被保護世			被保護世帯がアの(ア)から(オ)までのいずれかに該当し、当該被保護世		

改正後	現行
<p>帯に属する被保護者に熱中症予防が特に必要とされる者がいる場合であって、それ以降、初めて到来する熱中症予防が必要となる時期を迎えるに当たり、最低生活に直接必要な冷房器具の持ち合わせがなく、真にやむを得ないと実施機関が認めたときは、冷房器具の購入に要する費用について、<u>78,000</u>円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。</p> <p>エ (略)</p> <p>(7)～(10) (略)</p> <p>3～6 (略)</p> <p>7 出産費</p> <p>(1) 出産予定日の急変によりあらかじめ予定していた施設において分べんすることができなくなった場合等真にやむを得ない事情により、出産に要する費用が保護の基準別表第6により難しいこととなったときは、保護の基準別表第6の1について、<u>388,000</u>円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。</p> <p>(2) 双生児出産の場合は、保護の基準別表第6の1について、基準額((1)の要件を満たす場合は、<u>388,000</u>円)の2倍の額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。</p> <p>(3) (略)</p> <p>8 生業費、技能修得費及び就職支度費</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 技能修得費</p> <p>ア 技能修得費(高等学校等就学費を除く)</p> <p>技能修得費は次に掲げる範囲において、必要な額を認定すること。</p> <p>なお、支給にあたっては、被保護者に対して、技能修得費の趣旨目的について十分な説明を行うとともに、技能修得状況の経過を把握し、適切な助言指導を行うこと。</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>(ウ) 技能修得費として認められるものは、技能修得のために直接必要な授業料(月謝)、教科書・教材費、当該技能修得を受ける者全員が義務的に課せられる費用等の経費並びに資格検定等に要する費用(ただし、同一の資格検定等につき一度限りとする。)等の経費であること。</p> <p>なお、技能修得費として認められる経費が保護の基準別表第7の1によりがたい場合であってやむを得ない事情があると認められるときは、<u>154,000</u>円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。</p> <p>(エ) 前記(ア)に定めるところにかかわらず、(平成17年3月31日付け社援発第0331003号厚生労働省社会・援護局長通知に定めるところによる)自立支援プログラムに基づくなど、実施機関が特に必要と認めた場合について</p>	<p>帯に属する被保護者に熱中症予防が特に必要とされる者がいる場合であって、それ以降、初めて到来する熱中症予防が必要となる時期を迎えるに当たり、最低生活に直接必要な冷房器具の持ち合わせがなく、真にやむを得ないと実施機関が認めたときは、冷房器具の購入に要する費用について、<u>73,000</u>円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。</p> <p>エ (略)</p> <p>(7)～(10) (略)</p> <p>3～6 (略)</p> <p>7 出産費</p> <p>(1) 出産予定日の急変によりあらかじめ予定していた施設において分べんすることができなくなった場合等真にやむを得ない事情により、出産に要する費用が保護の基準別表第6により難しいこととなったときは、保護の基準別表第6の1について、<u>368,000</u>円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。</p> <p>(2) 双生児出産の場合は、保護の基準別表第6の1について、基準額((1)の要件を満たす場合は、<u>368,000</u>円)の2倍の額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。</p> <p>(3) (略)</p> <p>8 生業費、技能修得費及び就職支度費</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 技能修得費</p> <p>ア 技能修得費(高等学校等就学費を除く)</p> <p>技能修得費は次に掲げる範囲において、必要な額を認定すること。</p> <p>なお、支給にあたっては、被保護者に対して、技能修得費の趣旨目的について十分な説明を行うとともに、技能修得状況の経過を把握し、適切な助言指導を行うこと。</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>(ウ) 技能修得費として認められるものは、技能修得のために直接必要な授業料(月謝)、教科書・教材費、当該技能修得を受ける者全員が義務的に課せられる費用等の経費並びに資格検定等に要する費用(ただし、同一の資格検定等につき一度限りとする。)等の経費であること。</p> <p>なお、技能修得費として認められる経費が保護の基準別表第7の1によりがたい場合であってやむを得ない事情があると認められるときは、<u>152,000</u>円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。</p> <p>(エ) 前記(ア)に定めるところにかかわらず、(平成17年3月31日付け社援発第0331003号厚生労働省社会・援護局長通知に定めるところによる)自立支援プログラムに基づくなど、実施機関が特に必要と認めた場合について</p>

改正後	現行
<p>は、コンピュータの基本的機能の操作等就職に有利な一般的技能や、コミュニケーション能力等就労に必要な基礎的能力を修得するための経費を必要とする被保護者についても、基準額の範囲内における必要最小限度の額を計上して差し支えないこと。</p> <p>なお、自立支援プログラムに基づく場合であって、1年間のうちに複数回の技能修得費を必要とする場合については、年額 <u>246,000</u> 円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。</p> <p>(オ)～(キ) (略)</p> <p>イ 高等学校等就学費</p> <p>(ア)～(エ) (略)</p> <p>(オ) 高等専門学校に就学している場合であって、第4学年及び第5学年に該当する場合は、授業料として、年額 <u>457,200</u> 円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。なお、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第1項による授業料等減免を受けた場合は、同法による授業料減免を受けなかった場合において必要な額として認定される額から、実際に授業料減免を受けた額を差し引いた額を必要な額として認定されたい。</p> <p>(カ)～(ケ) (略)</p> <p>(3) 就職支度費</p> <p>ア 就職の確定した被保護者が、就職のため直接必要とする洋服類、履物等の購入費用を要する場合は、基準額の範囲内で必要な額を計上すること。</p> <p>また、就職の確定した者が初任給が支給されるまでの通勤費については、必要やむを得ない場合に限り当該費用については、特別基準の設定があったものとして交通費実費分を計上すること。</p> <p>イ 就職に向けた求職活動のため直接必要とする洋服類、履物等の購入費用について、保護の実施機関において必要があると認められる場合は、基準額の範囲内で必要な額を計上すること。なお、地方公共団体等が洋服類、履物等の無償貸与の取組を実施しており、当該被保護者が利用できる場合は、必要に応じて活用を検討すること。</p> <p>ウ なお、同一の被保護者に対して、必要があると認められる場合には、ア及びイそれぞれを認定して差し支えないが、洋服類、履物等の購入費用の合計額は基準額の範囲内とすること。</p> <p>9・10 (略)</p> <p>第8～11 (略)</p> <p>第12 調査及び援助方針等</p> <p>1 訪問調査</p>	<p>は、コンピュータの基本的機能の操作等就職に有利な一般的技能や、コミュニケーション能力等就労に必要な基礎的能力を修得するための経費を必要とする被保護者についても、基準額の範囲内における必要最小限度の額を計上して差し支えないこと。</p> <p>なお、自立支援プログラムに基づく場合であって、1年間のうちに複数回の技能修得費を必要とする場合については、年額 <u>242,000</u> 円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。</p> <p>(オ)～(キ) (略)</p> <p>イ 高等学校等就学費</p> <p>(ア)～(エ) (略)</p> <p>(オ) 高等専門学校に就学している場合であって、第4学年及び第5学年に該当する場合は、授業料として、年額 <u>396,000</u> 円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。なお、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第8条第1項による授業料等減免を受けた場合は、同法による授業料減免を受けなかった場合において必要な額として認定される額から、実際に授業料減免を受けた額を差し引いた額を必要な額として認定されたい。</p> <p>(カ)～(ケ) (略)</p> <p>(3) 就職支度費</p> <p>就職の確定した被保護者が、就職のため直接必要とする洋服類、履物等の購入費用を要する場合は、基準額の範囲内で必要な額を計上すること。</p> <p>また、就職の確定した者が初任給が支給されるまでの通勤費については、必要やむを得ない場合に限り当該費用については、特別基準の設定があったものとして交通費実費分を計上すること。</p> <p>9・10 (略)</p> <p>第8～11 (略)</p> <p>第12 調査及び援助方針等</p> <p>1 訪問調査</p>

改正後	現行
<p>要保護者の生活状況等を把握し、援助方針に反映させることや、これに基づく自立を助長するための指導を行うことを目的として、世帯の状況に応じ、訪問を行うこと。訪問の実施にあたっては、訪問時の訪問調査目的を明確にし、それを踏まえ、年間訪問計画を策定のうえ行うこと。なお、世帯の状況に変化があると認められる等訪問計画以外に訪問することが必要である場合には、随時に訪問を行うこと。また、訪問計画は被保護者の状況の変化等に応じ見直すこと。</p> <p>(1) 申請時等の訪問 保護の開始又は変更の申請等のあった場合は、申請書等を受理した日から1週間以内に訪問し、実地に調査すること。</p> <p>なお、遠隔地の医療機関や施設等に入院入所等している場合又は医療機関や施設等に入院入所等している者が感染症等の予防の観点から実地による調査が制限される場合であって、実地による訪問によらずとも訪問調査の目的を達すると判断されるときは、実地による調査に代えて Web 会議システムを活用することとして差し支えない。</p> <p>(2) 訪問計画に基づく訪問 訪問計画は、次に掲げる頻度に留意し策定すること。</p> <p>ア 家庭訪問に係る基本的な取扱い 世帯の状況に応じて必要な回数を訪問することとし、少なくとも1年に2回以上訪問すること。</p> <p>ただし、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)等を利用しており、施設管理者等により日常的に生活実態が把握され、その状況が福祉事務所に報告されている世帯については、入院入所者と同様に1年に1回以上訪問することとして差し支えない。</p> <p>なお、遠隔地の医療機関や施設等に入院入所等している場合又は医療機関や施設等に入院入所等している者が感染症等の予防の観点から実地による調査が制限される場合であって、実地による訪問によらずとも訪問調査の目的を達すると判断されるときは、実地による調査に代えて Web 会議システムを活用することとして差し支えない。</p> <p>イ～エ (略) 2～5 (略)</p> <p>第13～14 (略)</p>	<p>要保護者の生活状況等を把握し、援助方針に反映させることや、これに基づく自立を助長するための指導を行うことを目的として、世帯の状況に応じ、訪問を行うこと。訪問の実施にあたっては、訪問時の訪問調査目的を明確にし、それを踏まえ、年間訪問計画を策定のうえ行うこと。なお、世帯の状況に変化があると認められる等訪問計画以外に訪問することが必要である場合には、随時に訪問を行うこと。また、訪問計画は被保護者の状況の変化等に応じ見直すこと。</p> <p>(1) 申請時等の訪問 保護の開始又は変更の申請等のあった場合は、申請書等を受理した日から1週間以内に訪問し、実地に調査すること。</p> <p>(2) 訪問計画に基づく訪問 訪問計画は、次に掲げる頻度に留意し策定すること。</p> <p>ア 家庭訪問に係る基本的な取扱い 世帯の状況に応じて必要な回数を訪問することとし、少なくとも1年に2回以上訪問すること。</p> <p>ただし、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)等を利用しており、施設管理者等により日常的に生活実態が把握され、その状況が福祉事務所に報告されている世帯については、入院入所者と同様に1年に1回以上訪問することとして差し支えない。</p> <p>イ～エ (略) 2～5 (略)</p> <p>第13～14 (略)</p>